

第1章 平成14年度PRTR法に基づく届出

1-1 届出の要件

(1) PRTR制度とは

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR）に基づいて、一定量の化学物質を取り扱う全国の事業者が1年間にどのような物質をどれだけ環境中へ排出したか、あるいは廃棄物としてどれだけ移動したか国への届出が平成14年4月1日から開始された。

(2) 制度の趣旨

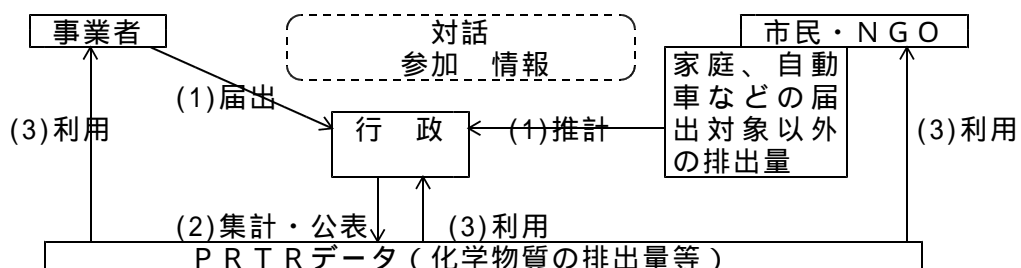
人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所からの環境（大気、水、土壌）への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を、事業者が自ら把握し、国に届け出るとともに、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計し、公表するもの。

このPRTRは、従来の化学物質管理と以下の点で大きく異なり、画期的なものとなっている。

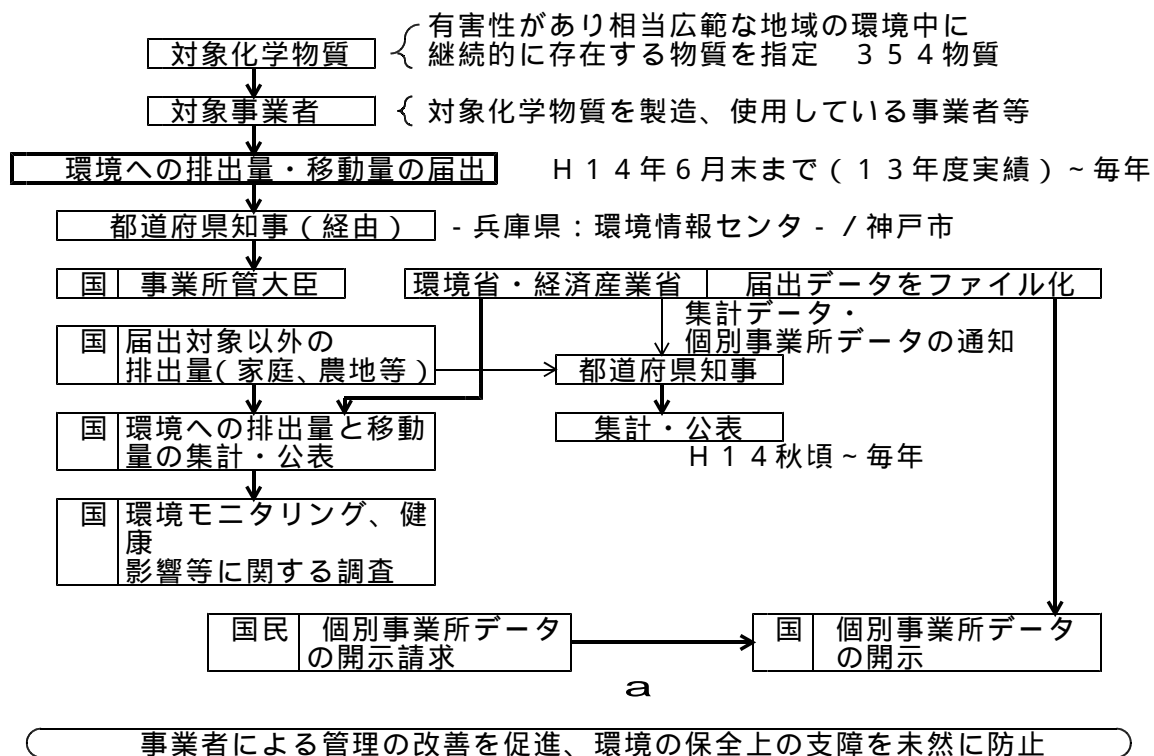
- ア 人の健康だけでなく、動植物の生息・生育についても配慮すること
 - イ 潜在的に有害な多数の化学物質を対象とすること
 - ウ 大気、水域、土壌などの個別媒体だけではなく、全環境媒体を対象とすること
 - エ 濃度ではなく、排出量や移動量を把握すること
 - オ 企業等が規制値を守るだけでなく、自主的に取扱化学物質の量の管理を行うこと
 - カ 登録された排出量や移動量を整理し、誰でもが利用できる形で公表すること
 - キ 行政、企業、国民等の合意形成に努力すること
 - ク 指定化学物質を一定量以上含む製品の情報(MSDS)の提供を義務づけること
- すなわち、今後の化学物質管理は、特定の少数の物質を行政が規制・監視し、事業者は規制を守り、市民は行政に任せたり要求するだけではなく、「多数の有害化学物質を行政と事業者とNGO・市民が情報を共有し、リスクコミュニケーションを行いながら、協力して管理する」こととされている。

Pollutant Release and Transfer Register (環境汚染物質の排出と移動の登録)

図1-1 PRTRの基本構造



参考 P R T R 法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律：平成11年7月公布）の概要



(3) 対象物質

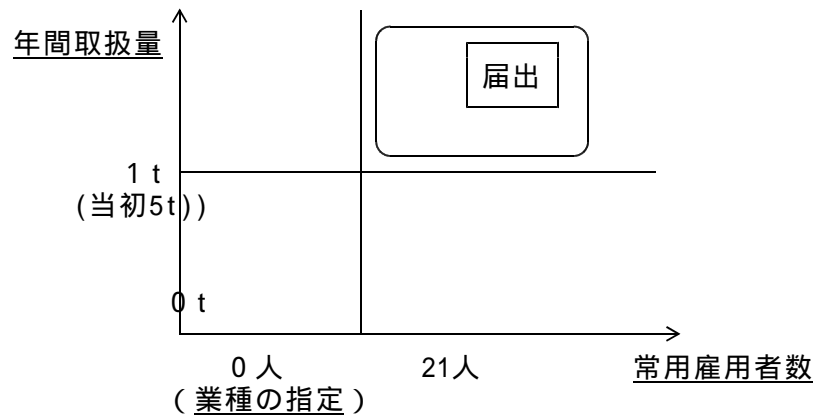
人や生態系への有害性（オゾン層破壊性を含む）があり、環境中に広く存在する（暴露性がある）と認められる物質として選定されたもの（第1種指定化学物質：政令で354物質を指定している）。

- ・揮発性炭化水素：ベンゼン、トルエン、キシレン等
- ・有機塩素系化合物：ダイオキシン類、トリクロロエチレン等
- ・農薬：臭化メチル、フェントロチオン、クロルピリホス等
- ・金属化合物：鉛及びその化合物、有機スズ化合物等
- ・オゾン層破壊物質：C F C、H C F C 等
- ・その他：石綿等

(4) 対象事業者

P R T R 対象事業者として、第一種指定化学物質を製造、使用その他業として取り扱う等により、事業活動に伴い当該物質を環境に排出すると見込まれる事業者であり、業種、常用雇用者数、年間取扱量（例外施設規定あり）の3要件が定められている。

図 1 - 2 届出対象事業者の範囲



1 - 2 届出の区分

事業者から提出のあった届出は、事業所の所在地に従って下表の区分に基づいて受理を行った。

事業所の所在地	届出先	届出窓口
兵庫県(神戸市を除く)	兵庫県知事	兵庫県県民生活部 環境局環境情報センター
神戸市	神戸市長	神戸市環境局地球環境課